

令和7年8月豪雨被災中小企業再建支援補助金

Q & A

Ver. 1

令和7年10月1日

天草市経済部産業政策課

【補助事業全般】

Q 1. 本補助事業の目的は

- A 1 令和7年8月豪雨により被災した市内の中小企業者等の早期復旧を支援するため、被災した施設・設備の復旧に要する経費の一部を補助し、事業継続及び経営安定を図る。

Q 2. 本補助事業の対象となる事業は

- A 1 豪雨災害により被害を受けた市内に本店を有する中小企業者または市内に住所をおく個人事業者が被災した施設、設備を復旧する事業が対象となります。

Q 3. 「復旧」とはどのような状態を指すのか

- A 1 「復旧」とは、豪雨災害により被災した施設、設備が被害を受ける前の状態と同等の状態まで回復することを指します。
そのため、被災前よりも機能が向上している施設、設備の修繕や購入は認められません。

【補助事業の申請】

Q 4. いつまでに申請すればよいか

- A 1 申請期限は、令和7年10月1日（水）から令和8年2月27日（金）までです。

Q 5. 申請書の提出方法は

- A 1 天草市経済部産業政策課へ郵送または持参で提出してください。
〒863-8631（住所記載不要）天草市産業政策課（TEL：0969-32-6786）

Q 6. 商工会、商工会議所の会員でなければ補助金の申請はできないか

- A 1 市内の中小企業者等であれば、会員、非会員問わず申請できます。

Q 7. 申請書の様式はどこから入手したらよいか

A 1 天草市HP上に掲載していますので、そちらからダウンロードしてください。

Q 8. 補助金の交付申請には、どのような添付書類が必要か

A 1 ① 天草市で証明を受けた被災証明書の写しおよび被災写真※
※復旧する設備等が被災した写真
② カタログや見積書の写し
③ 直近年度の決算書または確定申告書の写し
④ 市税納付状況調査同意書
⑤ 他補助金・保険金等の交付を受けることが確認できる書類の写し
※⑤は該当者のみ

Q 9. 事業実施状況が確認できる写真とは

A 1 本補助事業を活用する施設、設備について、被災状況が確認できる写真の提出が必要です。被災証明書の交付申請に用いられた写真で構いません。
なお、すでに復旧工事を完了している場合など、実施状況がわかる写真の提出ができない場合は、現状の写真に被害状況を補足するなど、被害状況がわかるように資料を整理して提出してください。

Q 10. 申請は事業所単位か、事務者単位か

A 1 申請は、事業所単位で申請してください。
なお、決算書にまとめて資産計上している場合は、施設、設備の所在がわかる書類の提出をお願いします。

Q 11. 補助金の申請は1回限りか

A 1 申請は、申請受付期間を通して、一事務所あたり1回限りになります。

【補助対象者】

Q 1 2. 天草市内に住所を有していて、事業所は天草市外にあるが、対象となるか

A 1 市内に本店を有する法人または市内に住所を有している個人事業者で、市内で事業を行っている者としているため、対象外となります。

【補助対象事業】

Q 1 3. どのような施設、設備が補助対象となるか

A 1 豪雨災害で被災し、継続使用が困難となった施設（店舗、事務所、作業所、倉庫）、設備の復旧に要する下表の経費が対象となります。原則として、決算書または確定申告書に資産計上されているものが補助対象となります。ただし、被災設備の購入に限り単価 2 万円以上の経費(税抜き)が対象となります。

補助対象経費の区分	内容
被災施設の修繕	<ul style="list-style-type: none">・ 被災施設の修繕に要した経費・ 被災施設の修繕に伴い発生した処分費用・ 被災施設の修繕に伴い復旧に要すると認められる材料費等・ 被災施設の修繕のために市長が必要と認めた経費
被災設備の修繕、購入	<ul style="list-style-type: none">・ 被災設備の修繕に要した経費・ 被災設備の修繕に伴い発生した処分費用・ 被災設備の復旧のため設備の購入に要した経費・ 被災設備の修繕に伴い復旧に要すると認められる材料費等・ 被災設備の修繕、購入のため市長が必要と認めた経費 ※決算書または確定申告書に資産計上された設備の修繕・購入
被災施設の環境整備	<ul style="list-style-type: none">・ 被災施設の清掃に要した経費・ 被災施設の清掃に伴い復旧に要すると認められる材料費等・ 被災施設の環境整備のため市長が必要と認めた経費 ※自社による環境整備に要した経費は除く。

Q 1 4. 資産計上していない施設、設備は補助対象となるか

A 1 資産計上されていない施設、設備は原則対象外です。ただし、売買契約書や請求書、写真等により被災前に所有していたことが確認できれば補助対象となる場合があります。

Q 1 5. 被災した商品や在庫は補助対象となるか

A 1 自社製品、仕掛品、原材料、仕入品、在庫など商品に係るものはすべて対象外です。

Q 1 6. 自己所有でない施設、設備の復旧は補助対象となるか

A 1 原則として所有者からの申請とします。ただし、賃貸借契約等により、使用者が修繕し、要した費用を使用者が負担した場合、使用者が交付申請を行うことができます。

Q 1 7. すでに施設、設備の復旧事業を完了している場合は補助対象となるか

A 1 豪雨災害が発生した令和7年8月10日以降、補助金の交付決定前に復旧を行った施設、設備の経費についても補助対象となります。

Q 1 8. 賃貸用の不動産は対象となるか

A 1 原則として補助対象外となります。ただし、賃貸借契約により所有者が修繕費用のすべてを負担した場合、所有者が申請主体となって交付申請することができます。

Q 1 9. 自社で復旧作業を行った場合は補助対象となるか

A 1 復旧に要した資材費のみ対象となります。作業に伴い従業員に支払う給料や作業のため雇用した臨時従業員の賃金は対象外となります。

Q 2 0. 被災前より性能が良い設備を導入した場合、補助対象となるか

A 1 施設、設備の復旧にあたっては、従前の規模、機能、性能と同等程度であることを対象としているため、対象外となります。ただし、施設、設備が古く同一の設備や同等品が入手できない場合、入手できる設備の最低限の性能（被災前と同等程度でなくても可）のものに限り、対象とすることができます。

Q 2 1. リース契約による設備は補助対象となるか

A 1 リース契約による設備は、所有者が修繕義務を負うと解されるため対象外となります。

Q 2 2. 被災設備の修繕ではなく購入ができるのはどのような場合か

A 1 被害を受けた設備の修繕が困難である場合、購入が可能となります。
修繕が困難な場合とは、修繕に長時間を要する、修繕不能である、購入よりも修繕に要する経費の方が高額であるといった理由から、修繕が困難である場合を言います。

Q 2 3. 車両は補助対象となるか

A 1 被災車両については、決算書に資産計上されており業務上使用されていることが明確なものについては、補助対象となります。
車両については、修繕による復旧が原則ですが、修繕が困難であると認められる場合は、被災車両を廃車・抹消登録し、被災車両と排気量、積載量、性能など総合的に確認し同等品である場合、車両購入費用が補助対象となります。

Q 2 4. 修繕や清掃などに用いた資材費は補助対象となるか

A 1 復旧に必要不可欠である場合に限り、施設、設備の修繕、購入に付随する費用として資材費は補助対象となります。ただし、修繕、清掃に伴い従業員に支払った給料や雇用した臨時従業員の賃金など人件費に関わるものは補助対象外となります。

Q 2 5. 移転して営業を復旧する場合は補助対象となるか

A 1 従前の所在地以外での復旧については、補助対象外となります。

Q 2 6. 補助対象外の経費にはどのようなものがあるか

A 1 補助対象外となる経費の例は以下のとおり

- 税（消費税や車両購入時の各種税など全ての税金）
- 風評被害等による逸失利益
- 店舗兼住宅の住宅部分
- 自社製品
- 空き店舗
- 展示ハウス
- 製品在庫、仕掛品、原材料、仕入品
- リース料、賃料
- 被災状況調査等の調査費用、点検費用
- 仮設店舗や応急処置等の仮復旧費
- オークション、競売等により購入にかかる経費
- 汎用性が高く、他に転用される可能性が高い物品
- ソフトウェア等の無形資産
- 振込手数料

【事務手続き】

Q 2 7. 申請すれば、必ず補助が受けられるか

- A 1 補助金の交付対象者の審査については、申請書類等の審査に加え、必要に応じて、現地調査、聞取調査など行い、事業内容が補助要件に適しているか確認し、予算の範囲内で決定します。そのため、要件に該当しないと判断したものに關しては、補助対象外となります。

Q 2 8. 導入した設備の売却や故障した場合の廃棄はどうしたらよいか

- A 1 事業者は、補助事業により取得、更新した施設、設備を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効率的な運営を図らなければなりません。また、採択を受けた事業の目的以外の用途への転用はできません。

市長が定める期間（耐用年数期間）を経過する以前に、当該財産を処分する必要があるときは、事前に市長の承認を得なければなりません。

Q 2 9. 保険の対象となった施設、設備は補助対象となるか

- A 1 補助対象となりますが、補助対象者が受けるべき保険金、共済金及び雑収入等（以下、「保険金等」）がある場合は、補助対象経費から保険金等を控除したうえで、補助率を乗じて補助金額を算定します。
- また、被災により保険金等が請求できるにも関わらず、請求を行わない場合は、補助対象外とします。

Q 3 0. 保険金等の金額が確定していない場合でも申請できるか

- A 1 令和7年8月豪雨災害を起因とした保険金等の受取金額確定後に申請してください。交付決定後に保険金等の金額に変動に伴い、交付決定額が100万円未満で交付申請額が増額になる場合のみ、変更申請を行ってください。

Q 3 1. 実績報告書の提出時期は

- A 1 全ての補助事業が完了し、全ての支払いが終了してから90日以内または令和7年3月13日のいずれか早い日までに提出してください。
- なお、実績報告書の提出後、現地確認する場合がありますので、実績報告書の控えを保存しておいてください。

Q 3 2. 精算額が増額となったが、補助金は増額となるか

- A 1 交付決定額が補助金支払いの上限額となりますので、精算額が増額となっても補助金額は増額なりません。ただし、交付決定額が100万円未満で増額となる場合は、変更申請を行ってください。
- なお、精算額が減額となった場合は、改めて補助金額を算出し、補助金額の確定を行います。

Q 3 3. 被災した際の写真がない場合はどうすればよいか

- A 1 すでに復旧を終えている場合など、被害状況が確認できる写真が提出できない場合は、現状の写真に被害状況を補足・追記するなど、被害状況がわかる資料を提出してください。

Q 3 4. 申請を忘れていた場合、次年度に申請できるか

- A 1 令和7年度事業となりますので、申請できません。

Q 3 5. 他の公的補助金を受給していた場合でも補助対象となるか

A 1 他の公的補助金の交付を受けていた場合でも補助対象となりますが、受給した補助金を控除した金額が補助対象額となります。

ただし、国・県の補助金制度の中には、他補助金制度との併用が認められていない制度がありますので、受給条件や補助上限額など十分確認されたうえ、本補助制度をご活用ください。